

平成 22 年 12 月 20 日

全国麺類文化地域間交流推進協議会 会員 各位

全国麺類文化地域間交流推進協議会
理事長 齋藤 文夫

2010.12.6 開催 全麺協理事会の概要について

2010 年 12 月 6 日に全麺協理事会が開催され、下記のとおり議決となりました。
取り急ぎ報告しますので、所属会員への周知をお願いします。

1 平成 22 年度四段位認定会追加審査会の実施について

今年度の受験希望者数が 183 人と、当初定員 96 人を大幅に上回ったため、福井で開催された日本そば博覧会で実施する四段位認定会 96 人に加えて、48 人を 3 月 27 日（日）、埼玉で追加開催することに正式に決定しました。

先に、「仮合格」として通知していた受験予定者には本人に通知済みです。

この件について、「仮合格」という表現が「補欠」ではないかとの誤解を招いたとのご指摘もありましたが、出席した加藤段位認定部会長から「書類審査では、144 人の合格者を選定して、地域性等を考慮して福井と埼玉に振り分けたもので、144 人が書類選考に合格したものであり、四段位認定会の追加開催について、理事会の承認を得る前であったことから「仮合格」の表現をとったものである。」との説明がありました。

2 段位認定制度について

下記の件については、各支部からの意見により、理事会で協議することになったものです。

(1) 三段位・四段位の受験要件について

本年 6 月 15 日付けで段位認定関係規程の改正をし、「素人そば打ち段位認定制度実施基準」第 3 条 段位別受験資格等 第 3 項及び第 4 項を下記のとおり改正し、その実施時期を平成 23 年 4 月 1 日としました。

① 三段位

二段位に認定後2 年以上経過している者は、受験することができる。

④ 四段位

三段位に認定後3 年度以上経過し、全麺協 A、B 会員から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

改正前の規程はそれぞれ 1 年と 2 年度であり、段位を受験する方々にあせらずじっくりと取り組んでいただきたという視点を踏まえて 1 年（度）プラスしたのですが、会員の強い要請を受けて、改正前の期間に戻すことを理事会で決定しました。 別紙 1

なお、改正後の「素人そば打ち段位認定制度実施基準」を添付します。

(2) 「第二回全麵協素人そば打ち最高段位認定会」関係について

下記の件については、本年9月に利賀村で実施された五段位認定会について、その終了後に各支部等に寄せられた意見をもとに、理事会で協議したものです。
主な意見と理事会協議の結果

- ① 筆記試験の問題と模範回答が公表されていない、最高段位の問題でもあり、公開すべきではないか

理事会議決：近く、ホームページ上で公開する。(済)

- ② 受験した者への成績表について、第1回では全ての審査項目について本人に交付したのに、今回、技能審査だけであった。全て交付すべきではないか。

理事会の議決：学科(4科目)は、合格基準点も含めて本人に交付、意見発表、面接については合否について本人に交付することになりました。

- ③ 第一回では、審査項目別に合格した項目については、次期審査時に免除することとなっていたが、今回から、急に、全てについて免除しないということであるが、相当の難関試験となっていて、高齢の方には大きな負担となる。復活はできないか。
- ④ 第1回目より受験資格者は倍増しているのに、第二回は前回の保留10人を加えても36人と前回よりも減少している。その分析を含め、五段位の位置付け、要する費用、開催会場等について検討する必要があるのではないか。

理事会の議決：③④について、段位認定部会で検討して次回理事会に報告することになりました。

- ⑤ 今回の五段位審査会では、技能審査では合格していて、筆記試験のみの不合格の受験者5人について、筆記の追試験で合格すれば五段位として追加認定することが審査会場で発表されました。
この措置について、疑問とする理事の意見もありましたが、既に、該当者が公表されていて、1月に追試験を実施することで進められていることから、今回については、段位認定部会の措置を追認することとなりました。

⑥ その他

・特別地方審査員

素人そば打ち段位認定制度実施要綱第10条第1項第2号ただし書きの規定に基づき、五段に認定後三年を経過し、理事会が適任と認める者7人を特別地方審査員として承認しました。別紙2

・賛助会員(企業・商店)について、入会を促進するため、全麵協主催(支部を含む)の事業への出店の優先権、機関紙Zenmenへの広告掲載について承認されました。別紙3

平成年12月8日

全国麺類文化地域間交流推進協議会 会員 各位

全国麺類文化地域間交流推進協議会
理事長 齋藤文夫

全麺協素人そば打ち段位認定制度実施基準の一部改正について

平成22年6月15日付で、全麺協素人そば打ち段位認定制度実施基準を改正したところであるが、受験資格等の改正について、平成22年12月6日開催された全麺協理事会において協議した結果、次のとおり改正することとした。

記

段位別受験資格等

第3条第1項

③ 三段位

二段位認定後2年以上経過している者は、受験することができる。
を

③ 三段位

二段位認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

④ 四段位

三段位認定後3年度以上経過し、全麺協A、B会員から推薦を受けることができる者は、受験することができる。
を

④ 四段位

三段位認定後2年度以上経過し、全麺協A、B会員から推薦を受けることができる者は受験することができる。

に改正する。

附則 本実施基準は、平成22年12月6日から施行する。

特別地方審査員任用の任用について

平成 19 年 9 月に開催された最高段位認定会において「五段位」に認定された次の 7 名を、全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要綱第 10 条第 1 項第 2 号に規定する「特別地方審査員」として任用する。

| 氏 名 | 所 属 | 住所(都道府県) | 備 考 |
|-------|-------------|----------|-----|
| 阿部 成男 | さいたま蕎麦打ち倶楽部 | 埼玉県 | |
| 池田 史郎 | 桜流蕎麦打ち研究会 | 東京都 | |
| 板倉 敏和 | 東京そば塾 | 東京都 | |
| 加藤 憲 | さいたま蕎麦打ち倶楽部 | 埼玉県 | |
| 寺西 恭子 | 江戸流手打ち蕎麦鵜の会 | 神奈川県 | |
| 山本 良明 | 北海道そば研究会 | 北海道 | |
| 山下 義宣 | 播州そばの学校 | 兵庫県 | |

※ 素人そば打ち段位認定制度実施要綱第 10 条第 1 項第 2 号

地方審査員は、四段位に認定され、全麵協が実施する「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、段位認定部会における書類審査を経て、理事会において適任と認められた者を任用する。

地方審査員は、既に任用されている三段位認定者は初段位認定会、四段位認定者は初段位及び二段位認定会、五段位認定者は初段位、二段位及び三段位認定会における審査ができるものとする。ただし、五段位認定者で、五段位認定後三年以上経過している者の中で、全麵協の活動に積極的に貢献し、そばに関する高度な知識を有しており人格的にも優れていると認められ、段位認定部会が推挙し理事会が適任と認める者については、特別地方審査員として全国審査員と同等の審査を行うことができるものとする。

賛助会員の加入促進策について

賛助会員については、直接、全麺協の事業活動に参画するA・B会員とは異なり、全麺協を側面から支援する企業・商店を対象として創設したものである。

(年会費 50,000 円)

しかしながら、積極的な加入促進不足もあり、現在のところ、2 会員 (JA きたそらち幌加内支所そば生産者部会、伊那食品工業株式会社) に留まっている。

B 会員の中には、そば粉製粉・販売、蕎麦道具製造・販売などの企業・商店が存在しており、賛助会員への移行も可能な会員も存在するが、会費の割にメリットがないこともあり移行は進んでいない。

そこで、B 会員から賛助会員への移行や新たに賛助会員加入促進を進めるに当たり、当面下記の取り扱いをする。

記

1 出店についての優先扱い

賛助会員は、全麺協 (支部を含む) の主催する事業へ出店 (そばブースを除く物販) する場合、全麺協 B 会員及び全麺協の非会員に優先する。

例: 日本そば博覧会、日本そば大学講座、段位認定会等

2 Zenmen に広告を無料で掲載する。(小間の大きさは制限する。)

以上

問合せ先 全国麺類文化地域間交流推進協議会本部事務局

TEL 048-607-9670 FAX048-607-9669

E-mail:zenmen.honbu@gmail.com

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 4-96-2-102